

2021・2022・2023年度物品、工事契約
取引先資格審査申請手引・申請書類作成要領

2020年4月14日版

東京地下鉄株式会社

◆問い合わせ受付時間（土・日・祝日を除く。）

10時～12時／14時～17時

※問い合わせ受付時間以外のお問い合わせには対応いたしかねますので、
あらかじめご了承ください。

目次

| | |
|---|----|
| 目次..... | 2 |
| 1 取引先資格の申請にあたって | 3 |
| 1.1 はじめに | 3 |
| 1.2 取引先資格の概要 | 3 |
| 1.3 申請方法及び申請場所 | 3 |
| 1.4 取引先資格審査の窓口 | 3 |
| 2 受付期間..... | 4 |
| 2.1 2021・2022・2023年度取引先資格審査申請受付期間 | 4 |
| 3 取引先資格審査事務処理の流れ | 5 |
| 3.1 取引先資格審査の流れ..... | 5 |
| 4 審査と資格審査結果の通知時期 | 6 |
| 4.1 欠格要件..... | 6 |
| 4.2 財務審査・技術審査基準..... | 7 |
| 4.3 資格審査結果の通知時期..... | 9 |
| 5 申請時の注意事項 | 10 |
| 5.1 資格申請の要件..... | 10 |
| 5.2 申請書の取得方法 | 10 |
| 6 提出書類..... | 11 |
| 6.1 提出書類 | 11 |
| 6.2 各提出書類の内容 | 13 |
| 7 合併・分社等における申請 | 23 |
| 8 その他の特殊な申請..... | 24 |
| 8.1 外国事業者の申請 | 24 |
| 8.2 外国事業者が本店で申請する場合 | 24 |
| 8.3 外国事業者が日本支店で申請する場合 | 25 |
| 9 巻末資料..... | 26 |
| 9.1 詳細品目一覧（コード） | 26 |
| 9.2 工事の種類..... | 26 |
| 9.3 よくあるご質問 | 30 |

1 取引先資格の申請にあたって

1.1 はじめに

本書は、東京地下鉄株式会社（以下「弊社」という。）の2021・2022・2023年度取引先資格審査に係る「取引先資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の記入要項です。

1.2 取引先資格の概要

弊社と物品取引、物品売却、工事請負又は設計業務等委託の契約を希望される場合、入札参加する場合を除き、弊社の取引予定先として登録を受ける必要があります。

1.3 申請方法及び申請場所

以下の申請場所に指定された様式及び方法で申請してください。

◆申請場所

(1) 郵送による申請を指定されている書類

〒110-8614

東京都台東区東上野3-19-6

東京地下鉄株式会社 鉄道統括部契約課制度担当 宛

(2) 電子メールによる申請を指定されている書類

keiyaku.seido@tokyometro.jp

1.4 取引先資格審査の窓口

取引先資格審査の窓口は以下のとおりです。ご不明点等ございましたら、お問い合わせください。

◆取引先資格審査の窓口

担当・・・・・・・・東京地下鉄株式会社 鉄道統括部契約課制度担当

電話番号・・・・・・・・03-3837-7066

メールアドレス・・keiyaku.seido@tokyometro.jp

◆問い合わせ受付時間（土・日・祝日を除く。）

10時～12時／14時～17時

※問い合わせ受付時間以外のお問い合わせには対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※基本契約書に関するお問い合わせは電話ではなくメールにてお問い合わせください。

2 受付期間

2.1 2021・2022・2023年度取引先資格審査申請受付期間

2021・2022・2023年度取引先資格審査（以下「定期登録」という。）は、3か年（2021年4月1日から2024年3月31日まで）の期間で有効となる資格取得が可能な申請方法です。

1次審査申請受付期間は下記となります。

2020年4月14日（火）～2020年5月25日（月）17時

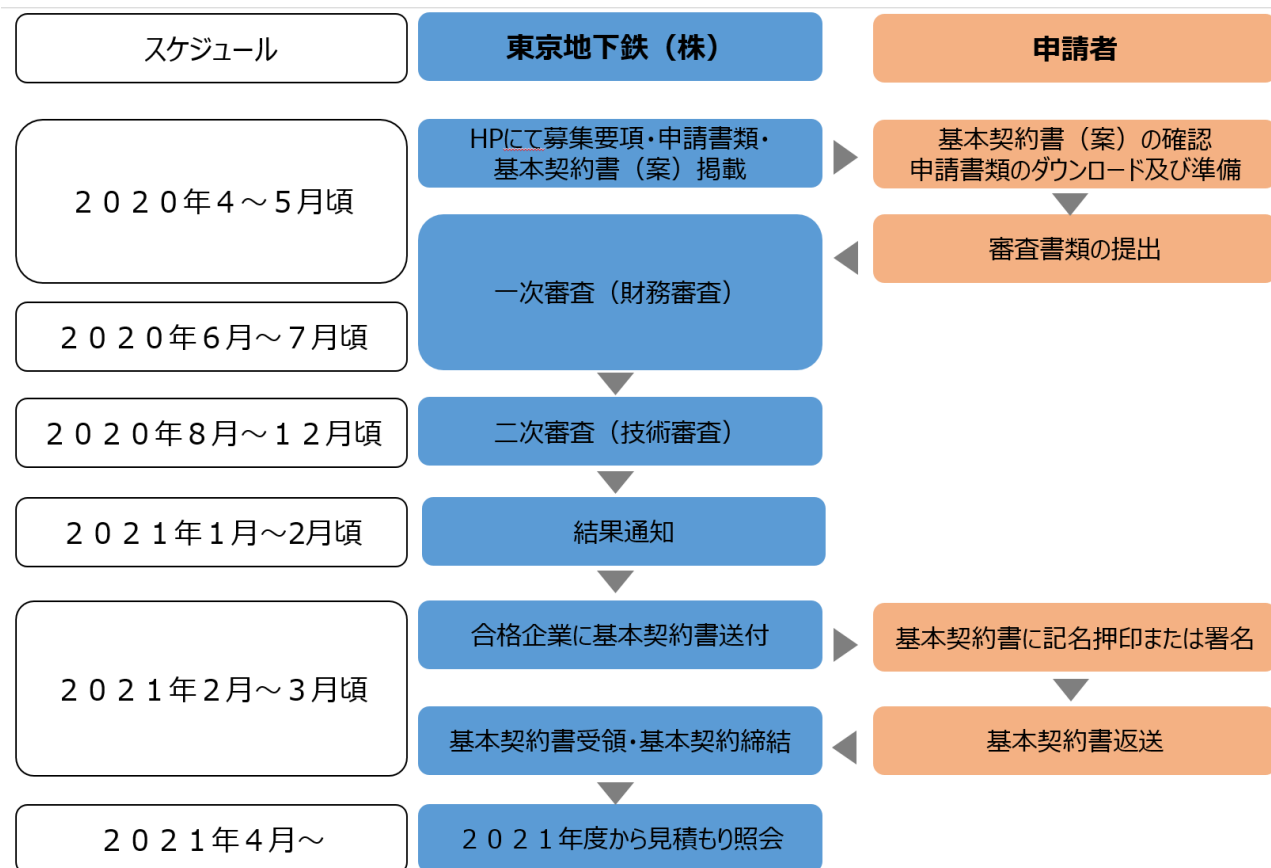
郵送による申請書類は、取引先資格審査の窓口（鉄道統括部契約課制度担当）に**5月25日（月）**までに必着したものが対象となります。

※上記の期間を過ぎると、下記の随時登録申請受付期間となります。持参は不可です。

3 取引先資格審査事務処理の流れ

3.1 取引先資格審査の流れ

取引先資格審査の流れは下図のとおりです。



※審査に合格した際は、弊社様式の基本契約書の締結が必要になります。申請書類の準備前に、必ず契約書案をご一読ください。基本契約書を締結できない場合又は弊社が求める書類等を提出できない場合は、お取引できないことがあります。

4 審査と資格審査結果の通知時期

4.1 欠格要件

取引先に必要な資格は、原則として、次の各号のいずれにも該当しない者とします。また、登録期間中に次の各号いずれかに該当することとなった場合は資格を取り消すものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 次のアからサまでのいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - ア 弊社との契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 弊社との契約において、公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 弊社との契約において、他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
 - エ 正当な理由なく、弊社との契約を履行しなかった者
 - オ 監督又は検査の実施に当たり弊社の社員の職務の執行を妨げた者
 - カ 弊社との契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をした者
 - キ 正当な理由なく、契約に関し、弊社との間において係争を行った者
 - ク 弊社との契約に関し、履行遅滞となった者
 - ケ 弊社との契約の履行成績又はアフター・サービスが著しく不良な者
 - コ 弊社に提出した申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者その他弊社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - サ アからキまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 取引先の資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力である者
- (5) 暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であると認められる者又はそれらの者との関係を有すると認められる者
- (6) 国税又は地方税を滞納している者

4.2 財務審査・技術審査基準

【物品】

(1) 1次審査（財務審査）物品

- ・ 下記に掲げる審査事項別数値を合計した総合評定値が50点以上の者
- ・ そのほか、鉄道統括部長が物品の取引において特に必要と認める者

① 年間売上高又は年間収益（前2か年の平均実績高）

| 数値 | | |
|----|-----------|-----------|
| 50 | 25億円以上 | |
| 45 | 10億円以上 | 25億円未満 |
| 40 | 5億円以上 | 10億円未満 |
| 35 | 2.5億円以上 | 5億円未満 |
| 30 | 1億円以上 | 2.5億円未満 |
| 25 | 5,000万円以上 | 1億円未満 |
| 20 | 2,500万円以上 | 5,000万円未満 |
| 15 | 2,500万円未満 | |

② 自己資本額

| 数値 | | |
|----|-----------|-----------|
| 15 | 10億円以上 | |
| 12 | 1億円以上 | 10億円未満 |
| 9 | 1,000万円以上 | 1億円未満 |
| 6 | 100万円以上 | 1,000万円未満 |
| 3 | 100万円未満 | |

③ 流動比率

| 数値 | | |
|----|--------|--------|
| 10 | 140%以上 | |
| 8 | 120%以上 | 140%未満 |
| 6 | 100%以上 | 120%未満 |
| 4 | 100%未満 | |

④ 営業年数

| 数値 | | |
|----|-------|-------|
| 10 | 20年以上 | |
| 8 | 10年以上 | 20年未満 |
| 6 | 10年未満 | |

(2) 2次審査（技術審査）

- ・ 申請日の属する年度の直前5年度及び申請日までの間において弊社への物品の納入実績を有する者
- ・ 申請日の属する年度の直前3年度及び申請日までの間において、弊社の要求と同等以上の品質及び性能の製品を他事業者に納入した実績を有する者
- ・ そのほか、物品の取引において特に必要と認める者

※一部の重要な鉄道産品については、安全・安定輸送を担保した調達を行う観点から、より厳格な技術審査を行います。審査にあたっては、資料の追加提出を求めることもございますので、あらかじめご了承ください。

【工事】

(1)客観的事項

- ・ 下記に掲げる算定方法により算定された総合評定値を有する者
- ・ 工事種別に対応する建設業法上の建設工事の種類ごとに建設業法第27条の23に基づき算定された点数を用いるものとする。

$$\text{総合評定値} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

X1：工事種別年間平均完成工事高の評点

X2：経営規模の評点（自己資本額、利払前税引前償却前利益）

Y：経営状況の評点（負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性及び絶対的力量）

Z：工事種別技術職員数及び元請完成工事高の評点

W：その他社会性等の評点

※車両等関係業務及び調査・設計・測量業務についても、業務種別ごとに上記算定方法に準じて算定した点数を用いるものとする。

(2)主観的事項

- ・ 過去3年度において弊社との工事等の取引実績を有する者
- ・ 他の都市鉄道工事又は業務の取引実績を有する者で、契約責任者が工事等の取引において特に必要と認める者

4.3 資格審査結果の通知時期

- (1) 定期登録の取引先資格審査結果通知書は2021年2月末までに送付予定です。
- (2) 通知書の発送先は、**申請担当者※**となります。
※申請担当者とは、取引先資格審査申請書の「申請区分・会社概要・財務状況【共通】」に記入いただいた方を指します。営業担当者（取引先資格審査申請書の「業種別申請」に記入いただいた方）とは異なるのでご注意ください。
- (3) 通知書は、原則としてPDF形式で電子メールにより送付いたします。発送が完了後、通知書が届かないという場合があります。申請した電子メールアドレスと異なる電子メールアドレスを用いている場合は、問合せ窓口はその旨をご連絡ください。
- (4) 通知書が届いたら、記載内容を必ず確認してください。記載内容に誤りがございましたら、問合せ窓口はその旨をご連絡ください。

5 申請時の注意事項

5.1 資格申請の要件

(1) 資格申請が受理されない場合

下記のような申請の場合、申請受付ができませんのでご注意ください。また、複数の会社の集まりのような団体は申請受付できません。組織の内部が人のみの場合です。（例：JVのような複数の企業の共同体等）

ア 公的添付書類不備

必要な公的添付書類の登記事項証明書（写）及び納税証明書（写）印鑑証明書（原本）のいずれも提出できない場合

ただし、上記公的添付書類の提出できない組織・団体であっても、法人番号が付与されている場合は公的添付書類不備扱いにはいたしません。

イ 納税証明書不備

（ア）納税証明書に「未納の税額がある」と記載されている場合

（イ）未納があり、納税証明書が提出できない場合

ウ 申請者の対応不備

申請者が、弊社からの申請内容不備の確認に対応しない場合

(2) 各法人・個人事業主に1資格

1つの法人・個人事業主に対し1資格として資格審査結果通知書を発行するため、支店や営業所での申請は受理されません。（例：XX 資格株式会社上野支店）

登記事項証明書及び納税証明書で確認できる本社（本店）の商号（屋号）で申請をしてください。

5.2 申請書の取得方法

申請書書式は、弊社の HP からダウンロードした様式を必ずご利用ください。

東京地下鉄(株) 調達 Web サイト

URL : <https://www.tokyometro.jp/corporate/business/procurement/index.html>

6 提出書類

6.1 提出書類

弊社の物品契約及び工事契約に係る取引先資格審査を希望する方は、以下の表に掲げる所定の申請書類を提出してください。

なお、本添付書類は、取引先登録における審査のみを目的として利用いたします。提出していただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

| | | | 物品 | 工事 | | | 原本／コピー可 | 提出方法 | 詳細 |
|------------------|----------------------------------|-----------------|----|----|----|--------------|---------------|---------|------|
| | | | | 建設 | 車両 | 測量 調査・設計・ | | | |
| 取引先資格審査申請書 ※1 | 共通 | 申請区分・会社概要・財務状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | 原本 (Excel) | メール且つ郵送 | P.13 |
| | | 契約代理人委任状 | △ | △ | △ | △ | | | P.13 |
| | 物品 【別添】品目 コード・詳細 品目一覧参照 | 業種別申請【物品】 | ○ | — | — | — | | | P.14 |
| | | 取扱希望品目調査票【物品】 | ○ | — | — | — | | | P.14 |
| | | 代理店又は特約店証明書【物品】 | △ | — | — | — | | | P.14 |
| | 工事 P.26 参照 | 業種別申請【工事共通】 | — | ○ | ○ | ○ | | | P.15 |
| | | 業種別申請【建設工事】 | — | ○ | — | — | | | P.17 |
| | | 業種別申請【車両等関係業務】 | — | — | ○ | — | | | P.18 |
| 業種別申請【調査・設計・測量】 | | — | — | — | ○ | P.19 | | | |
| 添付書類 | 貸借対照表 ※2 | ○ | ○ | ○ | ○ | コピー可 | 郵送のみ（メール不要） | P.20 | |
| | 損益計算書 ※2 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | P.20 | |
| | 納税証明書 ※2 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | P.21 | |
| | 印鑑証明書 ※2 | ○ | ○ | ○ | ○ | 原本 | | P.22 | |
| | 登記事項証明書（履歴事項証明書）※2 | ○ | ○ | ○ | ○ | コピー可 | | P.22 | |
| | 営業に関し、法律上必要な登録証明書 | △ | ○ | — | ○ | | | P.22 | |
| | 総合評定値通知書（写） | — | ○ | △ | △ | | | P.22 | |

凡例「○」：必須 「△」：該当する場合のみ必要

- ※1 「申請区分・会社概要・財務状況【共通】」は、申請する種別が複数である場合でも1通です。
「業種別申請【共通】」は申請する工事種別及び業務種別が複数である場合でも1通です。
「業種別申請【工事共通】」は申請する工事種別及び業務種別が複数である場合でも1通です。
「業種別申請【建設工事】」、「業種別申請【車両】」及び「業種別申請【調査・設計・測量業務】」は
申請する工事種別又は業務種別ごとに作成してください。
- ※2 申請業種が複数である場合でも1通です。

6.2 各提出書類の内容

(1) 書類作成上の注意（全体共通）

各提出書類は、以下の要領にて、作成してください。

- ア ファイル名は、「申請書類（企業名）」としてください。
例：「申請書類（××××株式会社）」
- イ カタカナ、英数字、記号（ハイフン等）は、全て半角で記入してください。
- ウ 金額を記入する際は、千円未満は切り捨ててください。
※資本金のみ円単位で記入してください。
- エ 取引先資格審査申請書を記入する際は、黄色セルのみ操作してください。
- オ 提出前に提出書類確認表で漏れがないかご確認ください。

(2) 申請区分・会社概要・財務状況

以下の内容に注意の上記載ください。申請書に記載されている注意点も合わせてご確認ください。

- ア 代表者役職・氏名
代表者が使用する役職名を記入してください。
(例) 取締役社長、代表取締役、執行役社長 等
- イ 本店所在地
登記事項証明書に記載されている本店所在地を記入してください。
- ウ 資本金
円単位で記入してください。
- エ 従業員数
申請日において、常時雇用している従業員の数（法人は常勤役員の数を含む。個人は事業主を含む。組合は組合の役員と組合員の常勤職員との合計）を記入してください。
- オ 申請書作成者氏名
物品・工事に関わらず、取引先資格審査申請の窓口となる方を記入してください。
- カ 財務状況
「直前1年度分決算（申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算）」及び「直前2年度分決算（直前1年度分決算の前の1年間の決算）」を記入してください。
マイナスの場合は、「-」で記入してください。

(3) 契約代理人委任状

契約代理人を立てる場合、契約代理人委任状を添付してください。

(4) 業種別申請【物品】

以下の内容に注意の上記載ください。申請書に記載されている注意点も合わせてご確認ください。

ア 営業担当者

契約、営業等を行う者が所属する部署が存在する所在地（郵便番号・住所・電話番号・FAX番号）、所属名、営業担当者氏名、メールアドレスを記入してください。

(5) 取扱希望品目調査票【物品】

以下の内容に注意の上記載ください。申請書に記載されている注意点も合わせてご確認ください。

ア 品目コード・詳細品目コード

※「【別添】品目コード・詳細品目一覧」を参照の上、申請を希望する品目の品目コード・詳細品目コードを記入してください。

イ 製作日数

当該詳細品目について、受注から納入までに必要な標準日数を記入してください。

ウ 全実績

それぞれの期間における売上高（弊社の実績含む）を、詳細品目ごとに税込で記入してください。

※詳細品目ごとの実績把握が不可能な場合は、品目ごとの実績を記入してください。

※実績がない場合は「0」と記入してください。

エ 印刷する際は、申請する品目に記載されている欄のみで構いません。

オ 取扱いに際し、必要な資格がある場合は、許可書の写し等の提出が必須です。

※「【別添】品目コード・詳細品目一覧」の備考欄をご参照ください。

(6) 代理店・特約店証明書【物品】

弊社と取引する物品について、特に製作会社から販売・施工等を委託されている場合は、代理店等の指定を受けている証明書（弊社指定様式）を提出してください。

また、以下の内容に注意の上記載ください。申請書に記載されている注意点も合わせてご確認ください。

ア 詳細品目

「取扱希望品目調査票【物品】」に記載されている詳細品目名を必ず記載してください。（品目コード及び詳細品目コードは不要）

イ 代理店・特約店

プルダウンにて、選択してください。

(7) 業種別申請【工事共通】

以下の内容に注意の上記載ください。申請書に記載されている注意点も合わせてご確認ください。

申請する工事種別及び業務種別が複数である場合でも、1枚だけ作成し、提出してください。(申請する種別分の枚数を作成する必要はありません。)

ア 申請種別

希望する申請種別のコード(別表1参照)をプルダウンで選択してください。

イ 許可区分

一般の場合「1」を、特定の場合は「2」を選択してください。

ウ 対応業種・総合評定値

建設工事を申請する場合のみ記入してください。

希望工事種別(別表2参照)に対応する総合評定通知書の総合評定値(P)が最大の業種の許可区分、対応業種及び総合評定値を記入してください。

エ 監理技術者資格者証所持者数

建設業法上の業種ごとに監理技術者資格者証を所持している人数を記入してください。

オ 登録等を受けている事業・建設コンサルタントの登録部門

調査・設計・測量業務を申請する場合のみ記入・選択してください。(別表3・4参照)

※該当しない場合は空欄で構いません。

(別表1) 申請種別

| | コード | 申請種別 | コード | 申請種別 | コード | 申請種別 |
|------------------|-----|--------|-----|------------------|-----|----------|
| 建設 工事 | A01 | 土木 | A07 | 管 | A13 | 鋼構造 |
| | A02 | 建築 | A08 | 電気設備 | A15 | 電車線設備 |
| | A03 | 軌道 | A09 | 電気通信設備 | A16 | 鉄道信号設備 |
| | A05 | 塗装 | A10 | 機械設備 | A17 | 昇降機設備 |
| 車両 | A18 | 車両関係 | A19 | 車両保守機械 | | |
| 調査・ 設計・ 測量 | A20 | 測量 | A23 | 地質調査 | A27 | 機械設備コンサル |
| | A21 | 土木コンサル | A24 | 電気設備コンサル | A28 | 軌道コンサル |
| | A22 | 建築コンサル | A25 | 電車線・鉄道信号 コンサル | | |

(別表2) 対応業種

| 番号 | 業種名 | 番号 | 業種名 | 番号 | 業種名 |
|----|----------------|----|----------------|----|--------|
| 01 | 土木一式工事 | 14 | 管工事 | 24 | 板金工事 |
| 02 | とび・土工・コンクリート工事 | 16 | 造園工事 | 25 | ガラス工事 |
| 03 | 建築一式工事 | 18 | 鋼構造物工事 | 26 | 内装仕上工事 |
| 04 | 機械器具設置工事 | 20 | 電気通信工事 | 27 | 建具仕事 |
| 05 | ほ装工事 | 21 | 防水工事 | 28 | 消防施設工事 |
| 06 | 塗装工事 | 22 | 石工事 | 29 | 清掃施設工事 |
| 13 | 電気工事 | 23 | タイル・れんが・ブロック工事 | 30 | 解体工事 |

(別表3) 登録などを受けている事業

| 登録事業名 | 定義 |
|-----------|--|
| 測量業者 | 測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合 |
| 建築士事務所 | 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合 |
| 建設コンサルタント | 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合 |
| 地質調査業者 | 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合 |

(別表4) 建設コンサルタントの登録部門

| 番号 | 登録部門 | 番号 | 登録部門 | 番号 | 登録部門 |
|----|--------------|----|------------|----|---------------|
| 1 | 河川、砂防及び海岸・海洋 | 8 | 農業土木 | 15 | 鋼構造及びコンクリート |
| 2 | 港湾及び空港 | 9 | 森林土木 | 16 | トンネル |
| 3 | 電力土木 | 10 | 水産土木 | 17 | 施工計画、施工設備及び積算 |
| 4 | 道路 | 11 | 造園 | 18 | 建設環境 |
| 5 | 鉄道 | 12 | 都市計画及び地方計画 | 19 | 機械 |
| 6 | 上水道及び工業用水道 | 13 | 地質 | 20 | 電気電子 |
| 7 | 下水道 | 14 | 土質及び基礎 | 21 | 廃棄物 |

(8) 業務別申請【建設工事】

以下の内容に注意の上記載ください。申請書に記載されている注意点も合わせてご確認ください。

複数の業務種別を申請する場合は、同ファイル内で業務別申請【建設】のシートをコピーして使用してください。(ファイル自体は1つとし、シート名を「業務別申請【建築】(2)」「業務別申請【建築】(3)」としてください。)

ア 営業担当者

契約、営業等を行う者が所属する部署が存在する所在地(郵便番号・住所・電話番号・FAX番号)、所属名、営業担当者氏名、メールアドレスを記入してください。

イ 有資格技術職員内訳

申請日時点の人数を記入してください。

希望工事種別に該当する資格を有する者について、それぞれの資格別に記入してください。

一人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して記入してください。

技術士以外の資格で、同一資格の1級及び2級並びに1種、2種及び3種の資格を有している方は上位の資格のみを計上してください。

合計人員の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計(単純に合計したもの)を記入してください。

実人数の欄は、検定種目等の区分ごとに記載した人数の実人数を記入してください。

都市鉄道工事経験技術者数の欄には、都市鉄道工事(東京地下鉄株、公営地下鉄、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、JR各社、民営鉄道、第三セクター等が発注した工事をいう。以下同じ。)に従事した経験がある技術者の人数を記入してください。

監理技術者資格を有する者については、人数に含めないでください。

ウ 完成工事高

(ア) 平均完成工事高

今回提出の総合評定値通知書(写)により希望した「工事種別」に該当する建設業法上の業種の**2017年4月1日から2020年3月31日**までの工事完成高の1年当たりの平均の金額を記入してください。(計算方法: 工事完成高合計÷3)

対応する建設業法上の業種が複数ある場合は、総合評定値通知書の総合評定値(P)が最大の業種の**2017年4月1日から2020年3月31日**までの平均の金額を記入してください。(計算方法: 工事完成高合計÷3)

消費税等を含まない金額を記入してください。

(イ) 東京メトロ工事完成高

希望する工事種別の2017年4月1日から申請日までの弊社での建設工事に係る完成工事高の合計金額を記入してください。

消費税等込みの金額を記入してください。

エ 他社鉄道工事実績

希望する工事種別の国内の都市鉄道会社等から元請で受注したもののうち、上位5位の工事完成高(2017年4月1日以降に完成したもの)について記入してください。(決算期間ではありません。)

国内の都市鉄道会社等とは、弊社以外の公営地下鉄、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、JR各社、民営鉄道、第三セクター等を指します。

消費税等込みの金額を記入してください。

(9) 業種別申請【車両等関係業務】

以下の内容に注意の上記載ください。申請書に記載されている注意点も合わせてご確認ください。

複数の業務種別を申請する場合は、同ファイル内で業種別申請【車両等関係業務】のシートをコピーして使用してください。(ファイル自体は1つとし、シート名を「業種別申請【車両等関係業務】(2)」 「業種別申請【車両等関係業務】(3)」としてください。)

ア 営業担当者

契約、営業等を行う者が所属する部署が存在する所在地(郵便番号・住所・電話番号・FAX番号)、所属名、営業担当者氏名、メールアドレスを記入してください。

イ 有資格技術職員内訳

申請日時点の人数を記入してください。

希望工事種別に該当する資格を有する者について、それぞれの資格別に記入してください。

監理技術者資格を有する者については、人数に含めないでください。

ウ 完成業務高

(ア) 平均完成業務高

希望した「業務種別」ごとに2017年4月1日から2020年3月31日までの業務実績高の1年当たりの平均の金額を記入してください。(計算方法:業務実績高合計÷3)

消費税等を含まない金額を記入してください。

(イ) 東京メトロ業務完成高

希望する業務種別の2017年4月1日から申請日までの弊社での車両等関係業務に係る業務実績高の合計金額を記入してください。

消費税等込みの金額を記入してください。

エ 他社鉄道工事实績

希望する業務種別の国内の都市鉄道会社等から元請で受注したもののうち、上位5位の業務実績高(2017年4月1日以降に完成したもの)について記入してください。(決算期間ではありません。)

国内の都市鉄道会社等とは、弊社以外の公営地下鉄、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、JR各社、民営鉄道、第三セクター等を指します。

消費税等込みの金額を記入してください。

(10)業務別申請【調査・設計・測量業務】

以下の内容に注意の上記載ください。申請書に記載されている注意点も合わせてご確認ください。複数の業務種別を申請する場合は、同ファイル内で業種別申請【測量】のシートをコピーして使用してください。(ファイル自体は1つとし、シート名を「業種別申請【測量】(2)」「業種別申請【測量】(3)」としてください。)

ア 営業担当者

契約、営業等を行う者が所属する部署が存在する所在地(郵便番号・住所・電話番号・FAX番号)、所属名、営業担当者氏名、メールアドレスを記入してください。

イ 有資格技術職員内訳

申請日時点の人数を記入してください。

希望工事種別に該当する資格を有する者について、それぞれの資格別に記入してください。

監理技術者資格を有する者については、人数に含めないでください。

ウ 完成業務高

(ア) 平均完成業務高

希望した「業務種別」ごとに2017年4月1日から2020年3月31日までの業務実績高の1年当たりの平均の金額を記入してください。(計算方法：業務実績高合計÷3)

消費税等を含まない金額を記入してください。

(イ) 東京メトロ業務完成高

希望する業務種別の2017年4月1日から申請日までの弊社での調査・設計・測量業務に係る業務実績高の合計金額を記入してください。

消費税等込みの金額を記入してください。

エ 他社鉄道工事实績

希望する業務種別の国内の都市鉄道会社等から元請で受注したもののうち、上位5位の業務実績高(2017年4月1日以降に完成したもの)について記入してください。(決算期間ではありません。)

国内の都市鉄道会社等とは、弊社以外の公営地下鉄、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、JR各社、民営鉄道、第三セクター等を指します。

消費税等込みの金額を記入してください。

(11) 貸借対照表・損益計算書

ア 株式会社等の場合

決算後の貸借対照表、損益計算書を意味します。

イ 公益法人の場合

毎年度、各会計基準に規定された書式で作成された、決算後の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書(損益計算書)、財産目録等を意味します。

※連結決算や試算表も財務諸表としては認められません。必ず会社単体の確定した財務諸表を提出してください。

※法人の場合、決算により確定した直前2年分の財務諸表をご用意ください。

(12)納税証明書（電子納税証明書を含む）

国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3（未納の税額がないことの証明）を提出してください。
申請日直前の3か月以内に発行されたものに限ります。

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）

納税証明書

（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明用）

住所（納税地） 東京都 XX 区 XX〇—〇—〇

氏名（名称） 株式会社 XX

代表者氏名 代表取締役 XX XX

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以下、余白

※但し書きは上記記載の下部に、下記のような表記がされます。

①ケース1

ただし、上記の消費税及び地方消費税には、国税通則法第34条の2の規定による口座振替納付手続き中の未納税額として、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日の課税期間に係る中間申告分〇〇〇〇〇〇〇円があります。（振替納付期日：令和〇〇年〇月〇日）

②ケース2

ただし、上記法人税は、納付した証券〇〇〇〇〇〇円が不渡りとなった場合には、納付がなかったものとなります。

ただし、上記消費税及び地方消費税は、納付した証券〇〇〇〇〇〇円が不渡りとなった場合には、納付がなかったものとなります。

徴官（証明）第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇月〇日

〇〇税務署

役職名 〇〇 〇〇



(13)印鑑証明書

原本を提出してください。提出日直前の3か月以内に発行されたものに限りです。

(14)登記事項証明書（履歴事項証明書）※法人の場合のみ

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書です。申請時に必要な登記事項証明書の種類は、「履歴事項全部証明書」、をご用意ください。コピーでも問題ありません。

提出日直前の3か月以内に発行されたものに限りです。

(15)営業に関し、法律上必要な登録証明書

ア 建設業許可の通知の写し

- ・建設業許可の通知の写しを提出してください。
- ・建設業許可を申請中の場合は、建設業許可申請書の写しを提出してください。

イ 調査等の業者登録を証明する書類の写し

- ・測量業者登録、建築士事務所登録、建設コンサルタント登録、地質調査業者登録を証明する書類の写しを提出してください。

ウ その他

- ・「【別添】品目コード・詳細品目一覧」の備考欄をご参照ください。

(16)総合評定値通知書の写し

経営事項審査の申請をしている場合のみ提出してください。

建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日時点で有効なものを提出してください。

7 合併・分社等における申請

次に掲げる事由が発生した場合は再申請を要するため、別途問合わせください。

| 申請事由 | 例示 |
|--------------------------|--|
| 合併 | A社とB社が合併してC社となる新設合併 A社がB社を合併してA社となる吸収合併 |
| 分社 | D社がE社とF社に分社され、新設したE社を申請者とした新設分割 D社がE社とF社に分社され、既存するE社を申請者とした吸収分割 |
| 事業譲渡 | G社がH社に事業譲渡する場合 |
| 個人事業主が法人化する 場合（個人→法人） | K商店が法人化し、J社となる場合 |
| 法人が個人事業化する場 合（法人→個人） | M社が廃業等の事情により、個人事業のL事務所となる場合 |

8 その他の特殊な申請

8.1 外国事業者の申請

取引先資格審査において、外国事業者の資格審査申請も可能です。申請にあたっては次の事項にご留意ください。

- (1) 申請書は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記載された事項については、原文に日本語の訳文を添付してください。
- (2) 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を記載してください。（財務省のホームページ等を確認してください。）
- (3) 資格審査結果通知書は、日本国内の送付になります。日本国内に事業所がない場合、委任状を添付の上、代理人による申請を行ってください。
- (4) 申請にあたっては、日本国内の金融機関に開設された口座が必要となります。

8.2 外国事業者が本店で申請する場合

日本での支店登記の有無にかかわらず、外国籍の本店を持つ外国事業者は、本店の財務諸表を基に申請をすることができます。必要な添付書類は下記のとおりとなります。

- (1) 営業経歴書
- (2) 登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面
※原文及び日本語訳が必要
- (3) 単体財務諸表（直前2年分）【写】
※売上高（収益）、自己資本額、流動負債及び流動資産が確認できること。確認すべき箇所の該当部分については全て日本語訳（金額は日本円に換算のこと）が必要
※財務諸表に流動資産及び流動負債の額に当たる項目がない場合は、その項目の金額が0千円として計上可能
- (4) 印鑑証明書又は署名証明
※印鑑証明書を提出できないと認められる特別な事情がある場合は、印鑑証明書に代えて、その署名が当該事業者の代表者のものであることの、当該代表者の本国官憲（領事、公証人等）の作成した証明書（いわゆる署名証明）を提出すること。署名証明を提出した場合、取引先資格審査及び契約の手続において押印の必要があるものは、署名をもって代えることができる。
- (5) 委任状（契約代理人を立てる場合）
- (6) 取引先資格審査申請書
- (7) 営業に関し、法律上必要な登録証明書
- (8) 総合評定値通知書【写】
※(7)(8)は必要な場合のみ

8.3 外国事業者が日本支店で申請する場合

外国籍の本店を持つ外国事業者で、日本支店の登記がある場合、日本支店の財務諸表を基に申請することができます。

- (1) 営業経歴書
- (2) 日本支店の登記事項証明書【写】
- (3) 日本支店の納税証明書（その3の3）【写】
- (4) 日本支店の単体財務諸表（直前2年分）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 委任状（契約代理人を立てる場合）
- (7) 取引先資格審査申請書
- (8) 営業に関し、法律上必要な登録証明書
- (9) 総合評定値通知書【写】

※(8)(9)は必要な場合のみ

9 巻末資料

9.1 詳細品目一覧 (コード)

・「【別添】品目コード・詳細品目一覧」を参照ください。

9.2 工事の種類

工事等の種類は、建設工事、車両等関係業務、調査・設計・測量業務の3種類を指します。詳細は下記の通り。

(1) 建設工事

申請するためには、建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種のいずれか一業種以上の許可を受けている必要があります。

| 番号 | 工事種別 | 主な工事内容 | 建設業法上の業種 | 担当部 |
|----|------|---|---|------------------------------|
| 1 | 土木工事 | (1) 土木工作物の建設、維持・補修、特殊コンクリート構造物の築造等に関する工事 (2) 防水を行う工事 (3) モルタル、薬液等の注入を行う工事 (4) 道路面の維持・補修・復旧等に関する工事 (5) 土木工作物の解体を行う工事 | 土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と） 防水工事（防） ほ装工事（ほ） 解体工事（解） | 工務部工務企画課 改良建設部改良建設企画課 |
| 2 | 建築工事 | (1) 建築物の建設等に関する工事 (2) 建築物等の内装・外装及び看板に関する工事 (3) 整地、樹木の植栽等により庭園、緑地等の苑地を築造する工事 | 建築一式工事（建） 石工事（石） タイル・れんが・ブロック工事（タ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 内装仕上工事（内） 建具工事（具） 電気工事（電） 造園工事（園） | 工務部工務企画課 |

| 番号 | 工事種別 | 主な工事内容 | 建設業法上の業種 | 担当部 |
|----|--------------------|---|---|------------|
| 3 | 軌道工事 | 軌道の建設等に関する工事 | 土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と） 機械器具設置工事（機） 鋼構造物工事（鋼） 解体工事（解） | |
| 4 | 塗装工事 | 塗装、塗材等を建築物、工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事 | 塗装工事（塗） | |
| 5 | 管（給排水・消防施設・衛生施設）工事 | （１）給排水、衛生等のための施設を設置し、又は金属製の管を使用して水、油等を送配するための施設を設置する工事 （２）自動火災報知設備を設置する工事 （３）し尿処理施設及び貯水槽等の設置等に関する工事 | 管工事（管） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） | |
| 6 | 電気設備工事 | 発電設備、送配電線設備、電灯動力設備、照明設備等の工作物を建設し、又は設置する工事 | 電気工事（電） | 電気部電気契約制度課 |
| 7 | 電気通信設備工事 | 電気通信設備、駅務機器（自動改札装置、自動旅客案内装置等）等の工作物を建設し、又は設置する工事 | 電気通信工事（通） | |
| 8 | 機械設備工事 | 換気空調、給排水等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事並びにホームドア等の工作物を建設し、又は設置する工事 | 管工事（管） 機械器具設置工事（機） | |
| 9 | 鋼構造物工事 | 形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事 | 鋼構造物工事（鋼） | 工務部工務企画課 |
| 10 | 電車線設備工事 | 電車線設備（第三軌条、カテナリー電車線、剛体電車線）、き電線設備等の工作物を建設し、又は設置する工事 | 電気工事（電） | 電気部電気契約制度課 |

| 番号 | 工事種別 | 主な工事内容 | 建設業法上の業種 | 担当部 |
|-----|----------|---|----------------------|-----|
| 1 1 | 鉄道信号設備工事 | 信号機、連動装置、A T C装置、転てつ装置、運行管理設備等の工作物を建設し、又は設置する工事 | 電気工事（電） 電気通信工事（通） | |
| 1 2 | 昇降機設備工事 | エレベータ、エスカレータ等の工作物を建設し、又は設置する工事 | 機械器具設置工事（機） | |

(2)車両等関係業務

| 番号 | 業務種別 | 主な業務内容 | 担当部 |
|-----|------------|-----------------------------------|----------|
| 1 3 | 車両関係業務 | 車体、車両機械等を改良又は修理する業務（これに付随する業務） | 車両部車両企画課 |
| 1 4 | 車両保守機械関係業務 | 車両用保守機械等を設置、改良又は修理する業務（これに付随する業務） | |

(3)調査・設計・測量業務

申請するためには、対応する右欄の営業に関し必要とする資格のいずれかの登録を受けていることが必要です。

| 番号 | 業務種別 | 主な業務内容 | 営業に関し必要とする資格 | 担当部 |
|-----|---------------|----------------------|---|--------------------------|
| 1 5 | 測量 | 測量等を行う業務 | 測量業者登録（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5に基づく登録） | 工務部工務企画課 改良建設部改良建設企画課 |
| 1 6 | 土木関係建設コンサルタント | 土木工作物の建設等の調査・設計を行う業務 | 建設コンサルタント登録（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録） | 工務部工務企画課 改良建設部改良建設企画課 |
| 1 7 | 建築関係建設コンサルタント | 建築物の建設等の調査・設計を行う業務 | 建築士事務所登録（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3に基づく登録） | 工務部工務企画課 |
| 1 8 | 地質調査 | 地質調査を行う業務 | 地質調査業登録（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく登録） | 工務部工務企画課 改良建設部改良建設企画課 |

| | | | | |
|----|-----------------------|---|---|------------------------|
| 19 | 電気設備関係建設コンサルタント | 電気設備及び電気通信設備に係る調査、設計等を行う業務 | 建設コンサルタント登録 建築士事務所登録 | 電気部電気契約制度課 |
| 20 | 電車線・鉄道信号設備関係建設コンサルタント | (1) 電車線設備に係る調査、設計等を行う業務 (2) 鉄道信号設備に係る調査、設計等を行う業務 | 建設コンサルタント登録 建築士事務所登録 (1)については、建設コンサルタント登録 | 電気部電気契約制度課 工務部工務企画課 |
| 21 | 機械設備関係建設コンサルタント | 機械設備及び昇降機設備に係る調査、設計等を行う業務 | | |
| 22 | 軌道関係建設コンサルタント | (1) 軌道の建設等の調査・設計を行う業務 (2) 分岐器、軌道構造及び線形に係る調査、設計等を行う業務 | | |

9.3 よくあるご質問

(1) 提出方法

| | |
|----|---|
| Q1 | 郵送する書類の提出は、どのような方法をとればよいか？ 宅配便、バイク便等、郵送方法は何でも可です。持参は不可とさせていただきます。 |
| Q2 | 郵送する書類を提出する際に、ファイリング等の必要はあるか？ 特に指定はありません。 |
| Q3 | 書類の受理確認はできるか？ 受理確認は対応しておりません。 |
| Q4 | 書類に不備があった場合、不合格となるのか？ 書類の不備により不合格にはなりません。申請者が、弊社からの申請内容不備の確認に対応しない場合は、この限りではございません。不備や間違いがあった場合は弊社よりご連絡いたしますので修正のご対応をお願いいたします。 |
| Q5 | メール添付の際のファイル名はどのように変更したらよいか？ 「申請書類名（御社名）」としてください。 |

(2) 全般

| | |
|-----|--|
| | 移転等で申請する情報に変更が発生する予定がある場合はどのようにすればよいか？ |
| Q1 | 申請日時点での情報で申請を行ってください。その後、変更が生じた場合は審査結果の通知後に合格された取引先様のみ、通知の際に送付予定の「資格審査申請書変更届」をご提出ください。 |
| Q2 | 合併等があったため、財務諸表類がまだ出来ていない場合はどうすればよいか？ 合併等以前の財務諸表類しかないのであれば、そちらを提出願います。 |
| Q3 | 株式非上場の場合は、主要株主について記載しなくてよいか？ 株式非上場の場合においても、記載してください。 |
| Q4 | 個人株主の場合は、主要株主について記載しなくてよいか？ 個人株主の場合においても、個人名を記載してください。 |
| Q5 | 納税証明書の提出について、「書式その3の3」でなくてもよいか？ 法人税、消費税及び地方消費税が未納でないことの証明として、「書式その3の3」を提出してください。 |
| Q6 | 申請書の頭にある日付欄は、記入日と提出日のどちらの日付を書けばよいのか？ 提出日を記入してください。なお、委任状についても同様に提出日を記入してください。 |
| Q7 | 委任状の頭にある日付欄は、記入日と提出日のどちらの日付を書けばよいのか？ 提出日を記入してください。なお、申請書についても同様に提出日を記入してください。 |
| Q8 | 委任状の委任の開始日はいつか？ 申請日と同一日としてください。 |
| Q9 | 記入枠に文字や数字が収まりきれない場合はどうすればよいのか？ データ上では表示されなくても全て入力してください。紙での提出の際には、当該箇所にて全ての文字又は数字を手書きで記入したうえで提出してください。なお、書式の保護等の変更や解除をしないでください。 |
| Q10 | 申請書類（エクセルデータ）において、不要なシートは削除してよいか？ 削除して構いません。 |
| Q11 | 別途変更届を提出しているが、申請書類上はどのように入力すればよいか？ 申請書類上は、変更後の情報で入力してください。 |
| Q12 | 実印を押した後に訂正が発生したが、どうしたらよいか？ 正しく修正し、訂正印を押印してください。 |
| Q13 | 添付書類の一部のみ提出期限までに間に合わない場合はどうすればよいか？ 期日に間に合う書類のみ先に提出いただき、一部は後日提出としてください。 |
| Q14 | 前回は1工種で登録しており、今回は2工種で申請したい。 この場合は、新規と継続のいずれで申請すべきか。 一つでも新しい工種がある場合は、新規での申請をお願いします。 |
| Q15 | 合併した場合の営業年数の算出は、どうしたらよいか？ 合併に関係する複数社のうち、一番長い年数を記入してください。 |
| Q16 | 分社した場合の営業年数の算出は、どうしたらよいか？ 申請者も含め、引き継ぐ事業の年数のうち、一番長い年数を記入してください。 |
| Q17 | 事業譲渡した場合の営業年数の算出は、どうしたらよいか？ 申請者も含め、引き継ぐ事業の年数のうち、一番長い年数を記入してください。 |

(3) 物品の申請

| | |
|----|---|
| Q1 | 調達日数については、個別の受注ごとに異なるため、一概に書けないがどのように記入すればよいか？ 製作から納品までの標準的な日数（平均的な日数）を記入してください。 |
|----|---|

(4) 工事等の申請

| | |
|----|--|
| Q1 | 工種別の有資格技術職員数について、同一人物が複数の資格を持っている場合はどのように数えればよいか？ 同一人物が複数の資格を持つ場合は、それぞれの資格ごとにカウントしてください。 |
| Q2 | 工種別の有資格技術職員数について、監理技術者資格を持っている場合はどのように数えればよいか？ 監理技術者資格を有する者については、人数に含めないで下さい。 |
| Q3 | 新経審の申請をまだしていないので結果が出るのに時間がかかるが、どのように対応すればよいか？ 申請書は旧経審を添付し、総合評定値も旧経審の点数を記入してください。なお、新経審の点数が取れ次第、通知書の写しを送付してください。 |
| Q4 | 東京メトロ工事完成高に関連会社からの受注は含まれるか？ 含まれません。東京地下鉄株式会社からの受注分を記入してください。 |
| Q5 | 実績について、JVでの工事はどのように記載すればよいか？ JVは工事実績を出資比率で按分したうえで実績に計上してください。 |